

## 5月 歩きスマホ 狭まる視界に 広がる危険

「令和7年交通事故防止実践スローガン」



# 5月は自転車月間です！

## 自転車のスマホ・酒気帯び

## 罰則強化！

Check!



令和6年11月1日、道路交通法が改正され、新たに罰則が強化されました！

### ○ 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為  
画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

《違反者は6月以下の懲役又は10万円以下の罰金》

《交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金》

### ○ 酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転の他、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対し  
新たに罰則が整備されました。

《違反者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金》

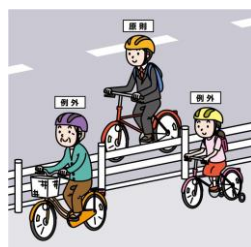
《自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金》

《酒類の提供者、同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金》

## 自転車安全利用五則



- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



- 2 交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認



- 3 夜間はライトを点灯



- 4 飲酒運転は禁止



- 5 ヘルメットを着用



長野中央警察署